

# 海外から貨物を輸入される方へ

平成29年1月より  
加算税が見直されました  
(※注)

## 関税、消費税等の 適正な納税をお願いします！

### 税関へ申告した価格を確認して下さい

- ・税関に申告した価格が、取引先に支払った金額より低くなっていませんか？
- ・無償提供材料やライセンス料は申告価格に含まれていますか？

### 納税不足の場合はすみやかに修正申告をして下さい

適正申告で迅速かつ円滑な  
輸入の促進を！

税関では、納税申告が適正に行われているかを確認するための  
事後調査(税関による税務調査)を行っています

### 納税不足が生じていると...

修正申告に手間がかかり、本税に加え、  
延滞税が課されることもあります！

延滞税

加算税(過少申告加算税・無申告加算税・  
重加算税)が発生すること！

+

加算税

さらに罰則が適用されると...

#### 罰則 関税法第110条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻しを受けた者
- 二 関税を納付すべき貨物について偽りその他不正の行為により関税を納付しないで輸入した者

(※注)

税関から調査通知を受けた後に修正申告を行うと、調査立入前であっても、「過少申告加算税」が課されることになりました。(関税法第12条の2)

早めに輸入申告価格を確認し、自主的に修正申告を行うことをお勧めします。

(調査通知前に修正申告を行えば、過少申告加算税は課されません。)

